



総合センターだより



川西市総合センター(川西隣保館・川西児童館)
 場所：〒666-0032 兵庫県川西市日高町 1 番 2 号
 TEL：072-758-8398 FAX：072-758-2132
 ホームページ：http://www.city.kawanishi.hyogo.jp/shimin/jinken/jinkensou.html

平成 28 年
(2016 年)



しょうがいしゃさべつかいしょうほう 「障害者差別解消法」

～だれもが平等に学び・働き・暮らせる社会へ～

平成 28 年 4 月からスタートした「^{しょうがいしゃさべつかいしょうほう}障害者差別解消法」は、^{しょうがい}障がいを理由とする差別を解消して、^{しょうがい}障がいのある人もない人も平等に生活できる社会づくりを推進するための法律です。

この法律は、国や市区町村といった行政機関や、会社やお店などの事業者を対象に「^{たうたふ}不当な差別的取扱い」を禁止し、「^{はいろよ ていきよう}合理的な配慮の提供」を求めています。

不当な差別的取扱いとは、^{しょうがい}障がいを理由として、商品やサービスの提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりすることです。例えば次のような場合です。

「^{たうたふ}不当な差別的取扱い」の具体例

^{まどぐちたいあう きよひ} 窓口対応を拒否する	対応の順序を後回しにする	入場を拒む
^{かいじょしゃ どうはん} 介助者の同伴を求める	介助者にのみ話しかける	

また、合理的な配慮の提供とは、^{しょうがい}障がいのある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、^{ふたん}負担が重すぎない範囲で対応することです。例えば次のような場合です。

「^{はいろよ}合理的な配慮の提供」の具体例

車いすが通れるように、^{だんさ かんい}段差に簡易スロープを渡す。
^{しかく}視覚障がい者に対し、文章を読み上げる、^{てんじ}展示や音声データなどを用いて情報提供する。
^{ちようかく}聴覚障がい者に対し、手話や筆談などを用いて情報提供する。
^{えいきよう}障がいの影響で疲れやすい人には、長時間の立位(りつい)や作業を強いないように配慮する。
^{いしそつう}意思疎通が苦手な人に対し、^{いしかくにん}絵や写真のカードなどで意思確認する。

障害者差別解消法で一般の市民のみなさんに課せられる義務や罰則はありませんが、差別をなくしていくことはすべての人に求められる責務です。この法律の施行をきっかけに、^{しょうがい}障がいのある人もない人も、互いにその人らしさを認め合いながら、共に生きる社会をさらに築いていきましょう。

総合センターの相談事業

^{じんけん}生活人権相談 毎週 月・火・木・金曜日の午前 9 時～午後 5 時

保健相談 (市保健センター協力事業)

毎月 第 1 水曜日の午後 1 時 30 分～3 時 **12 月は 7 日、1 月は 4 日です。**

セクマイ相談・学習会 セクシュアルマイノリティ (性的少数者。性同一性障害、同性愛の人たちなど) の人権相談・学習会ですが、当事者でない方も参加できます。

毎月 第 4 木曜日の午後 1 時 30 分～4 時 **12 月のみ、第 3 木曜日の 15 日です。**